



# 山形県公報

平成27年5月19日(火)  
第2647号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(林業振興課) ……677
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……681
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会 計 局) ……同

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(危機管理課) ……682
- あっせん員候補者の公示……………(労働委員会) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(企 業 局) ……683
- 同……………( 同 ) ……同

## 告 示

### 山形県告示第503号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年5月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字大沢字檜小屋831-13、字赤滝沢843-6、843-7、843-8、字大沢入844-3、844-6、844-13、844-16、844-18
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字大沢字大豆蒔入道836-4、836-5、836-8、836-9、字大日嶽840-1、840-2、840-4、840-5、字大沢入844-2、844-14、844-15、844-17
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

米沢市大字大平字燈ノ沢841-1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

米沢市大字大平字温海二821-1、822-1、822-3、822-4、字萱平857-1、857-3、857-4、857-5、字産産855-2、字渋川847-6、字狸倉849-2、849-3、字若林848-1、848-3、字鳥越845

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、択伐とする。

米沢市大字大平字萱平857-1、857-3、857-4

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

米沢市万世町刈安字北沢23954-1、字仏石23952-1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

米沢市大字関根字大左沢二23164、23165、23166、23167、23168、23169、23170、23171、23172

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
  - 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字板谷字鎌沢529－9
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更に係る指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字板谷字四郎右エ門沢773－4、字蟹ヶ沢774－3
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度
- 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字関根字孫作矢沢四23499－1、23499－3、23499－4
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字大小屋字次郎子沢1343－1、1343－2、1343－7、1343－18、1343－19、1343－20、1343－21
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 11 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字入田沢字小荒沢1638-8、1638-10、1638-12、字白夫平裏1639-38、1639-43、1639-44
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、択伐とする。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 12 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字入田沢字沢ノ入1651-22、1651-23、1651-24、1651-25、1651-26、1651-27、1651-55、  
字化物沢357、358、359、字深沢口360、361、362
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 13 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字関字櫛ヶ峰3940-3
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 14 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
南陽市漆山字三ノ滝3858、3859、3860
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種



## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年5月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県消防防災ヘリコプター運航管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課消防救急・保安担当  
山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2228
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成27年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
東北エアサービス株式会社 宮城県岩沼市下野郷字新拓190番地
- 5 随意契約に係る契約金額 35,100,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年第372号）第10条第1項第2号該当

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定によるあっせん員候補者は、次のとおりとする。

平成27年5月19日

山形県労働委員会  
会 長 立 松 潔

| 氏 名     | 関 歴                                |
|---------|------------------------------------|
| 立 松 潔   | 山形県労働委員会委員、国立大学法人山形大学名誉教授          |
| 浜 田 敏   | 山形県労働委員会委員、弁護士                     |
| 山 上 朗   | 山形県労働委員会委員、弁護士                     |
| 阿 部 未 央 | 山形県労働委員会委員、国立大学法人山形大学准教授           |
| 鈴 木 靖 子 | 山形県労働委員会委員、山形家庭裁判所家事調停委員           |
| 齋 藤 健   | 山形県労働委員会委員、東北電力労働組合山形県本部委員長        |
| 長谷川 キクヨ | 山形県労働委員会委員、日本労働組合総連合会山形県連合会女性委員会参与 |
| 伊 藤 功   | 山形県労働委員会委員、自治労山形県本部書記長             |
| 水 戸 吉 一 | 山形県労働委員会委員、全国交通運輸労働組合総連合山形県支部副委員長  |
| 舘 内 悟   | 山形県労働委員会委員、日本労働組合総連合会山形県連合会副事務局長   |
| 元 木 清 行 | 山形県労働委員会委員、株式会社ヤマコー常務取締役総務部長       |
| 齋 藤 一 春 | 山形県労働委員会委員、山形パナソニック株式会社常務取締役       |
| 石 堂 栄 一 | 山形県労働委員会委員、酒田商工会議所専務理事             |
| 丹 哲 人   | 山形県労働委員会委員、一般社団法人山形県経営者協会専務理事      |
| 高 橋 紀美子 | 山形県労働委員会委員、株式会社秀電社代表取締役社長          |
| 丹 野 和 彦 | 山形県労働委員会事務局長                       |
| 村 形 和 弘 | 山形県労働委員会事務局審査調整課長                  |

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年5月19日

山形県企業管理者 廣 瀬 渉

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
水道用ポリ塩化アルミニウム 1,247,000キログラム
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県企業局村山電気水道事務所総務課 西村山郡西川町大字吉川10番5 電話番号0237(74)3207
- 3 落札者を決定した日 平成27年3月24日
- 4 落札者の名称及び所在地  
第一物産株式会社山形支店 山形市大字漆山字大段1811-6
- 5 落札金額 24,084円（1キログラムあたり）
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県企業局物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規程（平成7年12月県企業管理規程第12号）第2条において準用する山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成27年2月10日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年5月19日

山形県企業管理者 廣 瀬 渉

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
水道用ポリ塩化アルミニウム 724,000キログラム
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県企業局鶴岡電気水道事務所総務課 鶴岡市行沢字上野166 電話番号0235(58)1230
- 3 落札者を決定した日 平成27年3月24日
- 4 落札者の名称及び所在地  
第一物産株式会社 酒田市卸町1番地の12
- 5 落札金額 23,436円（1キログラムあたり）
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県企業局物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規程（平成7年12月県企業管理規程第12号）第2条において準用する山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成27年2月10日

平成27年 5月19日印刷  
平成27年 5月19日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056